平成25年雇第52号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同年〇月〇日以降の雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「法」という。)による失業等給付の支給を停止する旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B町所在のC会社を離職し、公共職業安定所(以下「安定所」という。)に出頭して求職の申込みを行い、安定所長から基本手当の受給資格の決定を受けた。その後、請求人は、同年〇月〇日及び〇月〇日の各認定日に、認定期間中に就職・就労、内職・手伝いはないとの申告をし、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの合計49日分についての基本手当の支給を受けた。

安定所長は、同年〇月〇日に、請求人がD(以下「会社」という。)において就 労している旨の外部通報を受けたため、請求人から事情を聴取したところ、請求 人は、同月〇月〇日に同社で就労していることを認めた。このため、安定所長は、 同月〇日付けで請求人に対し失業等給付の支給停止処分(以下「本件処分」とい う。)及び返還命令処分をした。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官(以下「審査官」という。) に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求 人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同年〇月 〇日以降の失業等給付を支給停止とした処分が妥当であると認められるか否かにあ る。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定(略)
 - 2 当審査会の判断
 - (1)請求人は、基本手当の不正受給の事実は認めるものの、「やむを得ない理由」 があったのもので、宥恕されるべきである旨主張することから、以下検討する。
 - (2)請求人は、不正を行うに至った動機について、安定所に就労の申告をすると、 安定所から労働基準監督署へ通報され、会社情報(最低賃金や休憩時間の労働 基準法違反)の漏洩となり、自らが署名している従業員誓約書への違背として 会社に罰金百万円を取られると思い、申告できなかった旨を主張する。

しかしながら、自らの就労状況について安定所に申告することが、会社情報 の漏洩に当たるとは考えられず、また、仮に請求人が合理的な判断をすること ができず、このような独自の解釈により申告するに至らなかったとしても、そ のことをもって動機にやむを得ない理由があったと認めることはできない。

- (3) 請求人の失業認定日における虚偽の申告は、平成〇年〇月〇日の一度であるが、請求人は、就労の申告は必要であるとの認識を持っていたにもかかわらず、認定期間中に就労していた同年〇月〇日から同年〇月〇日までの合計〇日間のすべてについて申告をせず、同期間分の基本手当を不正に受給したものであり、当該不正の事実は重大であると言える。
- (4) さらに、請求人は、同年〇月〇日に自ら申告する意思を持って安定所へ出頭 した旨を主張するが、安定所はその前日には会社から採用(就労)証明書によ り報告を受けて請求人の就労の事実を把握しており、請求人が、同事実を知り

得ていなかったか否かについては明らかではなく、また、仮に請求人が上記事 実を知り得ていなかったとしても、請求人が、安定所の職員からの再三に渡る 質問によりこれを認めたという事実からみて、就労の事実を秘匿しようとして いたと解釈せざるを得ないものである。

- (5)以上のことから、本件について総合的に判断すると、請求人が行った不正行 為に「やむを得ない理由」があったとは認められないものである。
- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対して した失業等給付の支給停止処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。